

令和3年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会
代表者会議 議事録

1 開催日時 令和3年11月4日(木) 14:00～16:10

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

船橋市医師会		大塚	佳子
船橋歯科医師会	副会長	山崎	繁夫
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	田村	陽子
船橋市自治会連合協議会	副会長	藤本	千恵子
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子	千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	長島	由和
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代	隆治
児童養護施設おんちよう園	園長	本間	敏子
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本	裕子
船橋市保育協議会	副会長	豊田	和子
船橋市PTA連合会	副会長	佐原	摩貴子
船橋人権擁護委員協議会	会長	加藤	廣行
千葉県市川児童相談所	船橋支所長	三田	茂男
千葉県女性サポートセンター	所長	久保田	由美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	田中	翔
千葉県船橋東警察署	生活安全課長	入江	正仁
健康福祉局長		大竹	陽一郎
子育て支援部長		杉森	裕子
学校教育部長		礪野	護

(2) 事務局

健康福祉局子育て支援部家庭福祉課	課長	大屋	武彦
	課長補佐	藤沢	徹
	主査	神越	恵子
	主任主事	染谷	洋輔
	主任主事	村田	真一

健康福祉局子育て支援部家庭福祉課
家庭児童相談室

所長	河南	和代
主査	今田	雅子
主事	荒井	孝之
主事	近藤	修司

4 欠席者

船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 協議会の概要【公開】

(2) 報告事項【公開】

① 市児童相談所の整備について

(3) 関係機関の取り組み状況【公開】

① 千葉県市川児童相談所

② 千葉県女性サポートセンター

③ 船橋警察署

④ 船橋東警察署

(4) 令和2年度実績及び令和3年度の取り組み（船橋市）

① 家庭児童相談室【公開】

② 女性相談室【公開】

③ 事例紹介（家庭児童相談室・女性相談室）【非公開※】

※船橋市情報公開条例第7条第1項第2号及び第4号に該当する不開示情報を含む内容を議題とするため、同条例第26条第1項第2号により非公開。

6 傍聴者の定員、実数 定員5人 実数1人

7 議事

【藤沢課長補佐】

本日は、お忙しい中、令和3年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議にご出席いただきありがとうございます。

私は、しばらくの間進行役を務めさせていただきます家庭福祉課の藤沢と申

します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様事前に送付させていただきました資料は、
資料１－１から１－４の 「船橋市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会に関する資料」

資料２－２「船橋市児童相談所基本構想」

資料３ 「千葉県市川児童相談所様の資料」

資料４ 「千葉県女性サポートセンター様の資料」

資料５ 「千葉県船橋警察署様の資料」

資料６ 「千葉県船橋東警察署様の資料」

資料７－１及び７－２「船橋市家庭児童相談室相談実績及び状況に関する資料」

資料８ 「船橋市女性相談室状況の資料」

でございます。

そして本日机にご用意いたしましたものが、「代表者会議名簿」、「席次表」、「資料２－１の市児童相談所の整備に関する資料」及び「資料９の事例紹介資料」でございます。

ただ今申し上げました資料の不足がございましたらお持ちしますが、不足はありませんでしょうか。

なお、「資料９の事例紹介資料」につきましては、恐れ入りますが、個人に係る情報を含むことから、会議終了後に回収とさせていただきますので、お持ち帰りにならず、机の上においたままにしてくださるようお願いいたします。

続きまして、マイクの操作方法のご説明をいたします。

ご発言をいただく際には、マイクのスイッチを押していただき、赤いランプがつかまりましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら、再度マイクのスイッチを押して赤いランプを消していただきますよう、お願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。当協議会会長であります、健康福祉局長 大竹陽一郎よりご挨拶申し上げます。大竹会長よろしくお願いいたします。

〔１〕会長挨拶

【大竹会長】

船橋市健康局長の大竹と申します。本日は大変お忙しい中、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様におかれましては日頃より本市の健康・福祉行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

また、今年度の代表者会議につきましては、新型コロナウイルスの影響もございまして開催時期が遅くなりましたことをご了承いただきたいと思います。

さて、昨今の児童虐待についてでございますけれども、この8月に厚生労働省から、令和2年度の全国の児童相談所における相談対応件数の速報値が発表されています。こちらにつきましては20万件を超えるということで、過去最多を更新いたしました。中でも心理的虐待にかかわる相談対応件数の増加、それから警察等からの通告の増加、こういったものが報告されてございます。

こうした中、国におきましては、昨年4月に児童虐待防止対策の強化を図ることを目的とし、児童福祉法等の一部を改正する法律を施行しまして、親権者による体罰の禁止、児童相談所の体制強化、それから関係機関の連携強化、こういったものを盛り込んでございます。

本市としましても増加する虐待案件あるいはDV案件に迅速に対応するとともに、法改正の趣旨を踏まえまして、より一層の支援の充実を図る必要があると考えておりますので、ご出席の皆様のごさらなるご協力をよろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

【藤沢課長補佐】

ありがとうございました。

〔2〕委員紹介

【藤沢課長補佐】

続きまして、委員の皆様方を私からご紹介させていただきます。

船橋市医師会 大塚 佳子様でございます。

船橋歯科医師会 副会長 山崎 繁夫様でございます。

千葉県助産師会船橋地区部会 地区部会長 田村 陽子様でございます。

船橋市自治会連合協議会 副会長 藤本 千恵子様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 理事 金子 千代美様でございます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 長島 由和様でございます。

船橋福祉相談協議会 理事長 宮代 隆治様でございます。

児童養護施設おんちょう園 園長 本間 敏子様でございます。

母子生活支援施設青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子様でございます。

船橋市保育協議会 副会長 豊田 和子様でございます。

船橋市PTA連合会 総務長 土屋 保美様でございますが、本日は所用により欠席のため代理出席の同連合会 副会長 佐原 摩貴子様でございます。

船橋人権擁護委員協議会 会長 加藤 廣行様でございます。

千葉県市川児童相談所 船橋支所長 三田 茂男様でございます。

千葉県女性サポートセンター 所長 久保田 由美様でございます。

千葉県船橋警察署 生活安全課長 田中 翔様でございます。

千葉県船橋東警察署 生活安全課長 入江 正仁様でございます。

なお、船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之様でございますが、本日所用のため、欠席でございます。

続きまして、市の委員をご紹介します。

健康福祉局長 大竹 陽一郎でございます。

子育て支援部長 杉森 裕子でございます。

学校教育部長 磯野 護でございます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当会議につきましては、規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行は大竹会長にお願いしたいと存じます。大竹会長よろしくお願いいたします。

【大竹会長】

それでは、ただ今より、令和3年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議を次第に沿って進めてまいります。

本日の会議は20名の委員のうち、19名の方々にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開・傍聴につきましては、会議次第をご覧ください。議題(1)協議会の概要について及び(2)報告事項、(3)の関係機関の取り組み状況、(4)令和2年度実績及び令和3年度の取り組みの①家庭児童相談室、②女性相談室については公開とし、(4)の③事例紹介以降については、個人に関する情報や人の生命・身体の保護に関する情報が含まれていることから、情報公開条例第26条の但し書きの規定より非公開とし、さらに傍聴者の定員を5名として、市のホームページに掲載させていただいております。

また、会議終了後には、公開の部分についてのみ会議資料、会議録を閲覧に供しますことをご報告申し上げます。

なお、事前に傍聴を受け付けました結果、本日の傍聴者は1名ということで事務局から報告を受けております。

それでは、傍聴の方に、これから入場していただきます。

傍聴者の方に申し上げます。配布しました傍聴にあたっての注意事項を遵守するようお願いいたします。

それでは、本題の議題に入ってまいりたいと存じます。

議題(1)協議会の概要について、事務局から説明してください。

[3]議題（１）協議会の概要について

【村田主任主事】

家庭福祉課の村田でございます。要保護児童及びＤＶ対策地域協議会について説明させていただきます。

お配りをしております資料１－１をご覧ください。

ここに、簡単に本協議会の概要を記載しておりますが、当協議会は、要保護児童等への適切な支援を図るため、児童福祉法第２５条の２の規定に基づき設置しております。

また、本市では、子ども虐待と関連の深いＤＶ対策も含め、「要保護児童及びＤＶ対策地域協議会」として平成１９年４月に設置し、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者と連携して、虐待をはじめとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制としております。

１枚めくっていただき、資料１－２をご覧ください。

こちらは、当協議会の構成を示しており、市内の行政機関・関係機関・関係者による支援のネットワーク構成図となっております。

また、１枚めくっていただき、資料１－３をご覧ください。

当協議会が、４つの会議体で構成していることを記しておりまして、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議の４つの会議体を設けて協議を行っており、本日開催してございます代表者会議は、関係機関の代表の方にご出席いただき、前年度の取組みに対する評価や今後の取組みなどを協議し、支援に関するシステム全体を検討する場となっております。

最後となりますが、守秘義務について申し上げます。

児童福祉法第２５条の５の規定において、協議会の構成委員には、委員の期間はもちろん、委員でなくなった後につきましても、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられております。この点につきましても、ご留意・ご承知くださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

【大竹会長】

それでは次に、議題（２）報告事項について、家庭福祉課から説明をお願いします。

[4]議題（２）報告事項 市児童相談所の整備について

【大屋課長】

それでは市児童相談所整備の状況についてご説明いたします。まず、船橋市

児童相談所基本構想の策定についてです。資料の２－１をご覧ください。基本構想とは本市が目指す児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示したもので、当初、令和２年度末の策定を目指しておりましたが、整備地の決定と基本構想案の最終調整に時間がかかり、この７月に策定が完了し、現在市ホームページで公開をしているところですので、簡単に基本構想策定の経緯と内容を。最後に今後の整備スケジュールについてご報告をさせていただきます。

市では市児童相談所の整備に関する助言を受けるアドバイザーとして平成２６年度から各分野の専門家６名に個別に依頼をしておりましたが、令和２年５月に元児童相談所長と児童養護施設長の２名を加えた専門家８名からなる基本構想策定検討会を新たに立ち上げ、この７月までに４回の検討会を開催し基本構想の策定に取り組んできたところです。本日代表者会議の委員としてご参加いただいている大塚委員と本間委員には、基本構想の策定検討会の委員としてもお力添えをいただきました。どうもありがとうございました。

この策定検討会としての最終案が４月にまとまり、それを受けて５月にパブリックコメントを行ったところ、１１名の方より３２件のご意見を頂戴しました。今回のパブコメは、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示す基本構想案に対する意見を頂戴する場としましたので、個別具体的なご意見については、基本構想への反映はせず、市の考え方をお示しするのみとしましたが、どれも真剣な意見が記載されており、市児童相談所の設置について大きな関心が寄せられていると認識したところです。職員体制や業務内容、コストについての疑問や不安、提案など貴重な意見が寄せられましたので、今後、設計や工事に着手する際には、こうしたご意見も踏まえて作業を進めるとともに、経費や職員体制についてもしかるべき時期に市民の皆さんにお示ししてまいりたいと考えております。

それでは資料の２－２ 船橋市児童相談所基本構想についてご説明いたします。まず、基本構想に示した虐待対応等における本市の現状と課題についてご説明いたします。基本構想の１１・１２ページになりますが、現在、家庭児童相談の取り組みにあたっては、虐待リスクの重さや求められる専門性により、県の市川児童相談所と市の家庭児童相談室で、役割を分担して行う二元体制となっていることから、両機関それぞれがケースを移管することになった場合に一貫した支援が難しくなったり、対応に時間を要する事態が生じたりすることがあります。

次に市児童相談所の基本方針・運営方針についてです。基本構想の１３、１４ページになりますが、市として、子どもたちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援し、複雑化・多様化する現代社会において子育て家庭に寄り添い支えるため、市児童相談所の設置を目指すこととしてい

ます。

また、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な相談窓口として、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待の初期対応から在宅支援まで、一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示しています。

なお、市児童相談所の目指す姿を「船橋の全ての子どもの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」とし、市児童相談所内に児童相談所部門と家庭児童相談室部門を設け、それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築することとしております。

最後に今後のスケジュールについてです。資料２－１に戻り裏面をご覧ください。表の一番上になりますが、施設整備の欄をご覧ください。設計に着手してから建設工事が完了し、市児童相談所を開設するまで４年から４年半程度かかることをお示ししています。現在、基本・実施設計に着手するため庁内調整を急ピッチで行っております。

次に人材確保と育成についてですが、虐待相談の件数増加の対応と児童相談所が開設された場合を想定し、家庭児童相談室に計画的に必要な人数が配置されております。また、平成２７年度から県の市川児童相談所へ研修目的の職員派遣を行っており、現在派遣中の職員も含めてこれまでに１３名を派遣しております。

システム構築については、ベーシックな児童相談記録システムの他に、電話音声認識システムや虐待リスク判定システム等、ケースワーカーの相談支援業務の負担軽減や効率化につながるシステムも含めて他自治体の視察や研究を始めております。

関係機関等との相談支援体制の構築ですが、これは大変大きな仕事になると思っています。市児童相談所ができることによって庁内の相談業務体制も変わりますし、市医師会、県弁護士会、警察、地域の諸団体等の庁外関係機関、まさに本日お集りの要対協の構成員の皆様となりますが、皆様と一緒に児童相談所設置後の協力体制を新たに構築していかなくってはなりませんので、引き続きのご協力を何卒よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【大竹会長】

では、一旦ここで質問をお受けしようと思います。議題（１）の協議会の概要及び議題（２）の報告事項、市児童相談所の整備につきまして、どなたかご質問ございますでしょうか。

もしないようでしたら、先ほど事務局の方からもありましたが、基本構想の策定の検討委員としまして、大塚委員と本間委員に検討委員を担っていただ

きました。その節はどうもありがとうございました。

せっかくの機会ですのでお2人の委員の方から策定において、重要視した点、それから検討会の所感などをお話しいただければと思いますので、まず大塚委員からお願いできますでしょうか。

【大塚委員】

大塚でございます。船橋市で児童相談所を設置するという事で、大変やりがいのある、仕事をやらさせていただきました。

私はそんなに最前線でやっている者ではなかったので場違いなのかなと思ったこともありましたが、他の委員の方々は本当に児童福祉の最前線で、お仕事されてらっしゃる先生方で、頼りになる方ばかりでした。

所感として、まず市の職員の方はコロナ禍の中でなかなか集まったりするのが大変な中での基本構想の策定ということで、ご苦労さまでございました。

会議自体はすごく活発で、委員の皆さんから今までの経験もすごく語られてとてもいい会だったと思います。

具体的には、市民の方に理解をしていただくために矢印の向きや、言葉の言い回しなど分かりやすく伝えることを皆さんすごく真剣に考えていらっしゃいました。

お読みになってわかると思いますが、先ほどご説明を伺ったようにやはり船橋の子どもたちをいかに最初から最後まで途切れなく支援するか、ということをしごく真摯に考えられていると思います。現実には職員の確保などこれから難しいこともあると思いますが、まだまだこれからですので職員の方には頑張っていたきたいと思います。

あとは、ここに集まっている方も児童相談所ができることでだいぶ変わることもあると思うんですが、やっぱり風通しよく、困ることがある時など、できるだけ率直に何か伝えていただいた方が、いいものができるんじゃないかと思うので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【本間委員】

おんちょう園の本間と申します。検討会議に参加させていただいたのは、途中からだったのですが、おんちょう園は児童相談所の一時保護所にいたことのあるお子さんを預かっており、子どもたちから困っていた話や、子どもの立場からの話を聞いていましたのでその代弁者ではないですけども、話をさせていただきました。

現在は千葉県の中央児童相談所の一時保護所に80何人という待機児童がいる現状で、子どもたちにどうしてあげればいいのかと思ったのですが、船橋

市に児童相談所ができれば少し分散できるのかなと思いました。

子どもたちから一時保護所に入っていたときの話を聞く中で、児童福祉司さんがお子さんを施設に入れますよっていうのを親に話して、子どもにも話をするけれども、全ての子どもが納得して養護施設に来ているわけではないので、その点も考えてあげたいと思い、いろいろ話をさせていただきました。

今日も、少し前に入所した新しい子どもが他の子どもに「ねえねえ、あなただこの児童相談所から来たの？」って質問して、「私は中央。」「私も中央。」などの会話を聞いていると本当につらい思いをしてきたのかなと思います。

そういう中で、一時保護所に長くいると学習が遅れてしまうことがあり、園に入っても学習の遅れからだんだん自信を持てなくなってくるような雰囲気があるので、なるべく一時保護所の中でも勉強を教えて欲しいと、子どもの代弁者としてお話をし、基本構想の中にも入れていただいたことには本当に感謝しております。

また、入所してから1ヶ月以内に児童相談所から必ず子どもの状況の確認のため訪問していただいているのですが、子どもによっては自分で決めて来ているわけではないし、児童福祉司さんと会いたくないとか、そういうような感情を出す子もいます。やはり児童福祉司のお仕事は大変で、児童養護施設でさえ職員が本当に少ないというような現状の中、職員を採用するのも大変で、お仕事をする福祉司さんも悩まないようにフォローができるような、ケアをしていたきたいなということもお話をさせていただきました。

子どもから聞いた話の代弁者として、工夫して基本構想に取り入れていただいたことを感謝しております。これから児童相談所が出来ることを楽しみにしておりますので、今後ともよろしくお願いします。

【大竹会長】

どうもありがとうございました。実際に検討会のやりとりが浮かんでくるような感じがしました。他にご質問等ある方がいましたらお願いいたします。それではないようでしたら次に、議題（3）の関係機関の取り組み状況について、お話をいただきたいと思います。最初に、「市川児童相談所」の三田委員よりご説明をお願いいたします。

【5】議題（3）関係機関の取り組み状況について

①千葉県市川児童相談所

【三田委員】

三田と申します。よろしくお願いします。資料3の統計資料に沿って簡単にご説明します。

令和２年度の児童虐待相談の受け付け状況です。①虐待相談・通告の種別及び虐待者の内訳ということで見ての通り、実母というのが一番多くなっています。実父以外の父というのは基本的に内父でも養父でも、実父以外のが父に入ります。また、養母でも継母でも実母以外の母に入ります。その他はそれ以外の人たちということになります。

実際に厚生労働省の福祉行政報告例というものがあまして、報告する様式に例えばネグレクトというのは子どもの面倒を見ないというものですが、両親がいたとしても子どもをネグレクトするのは母親で数えることがほとんどです。基本的にはお母さんが面倒を見るという風潮があるので両親がいる場合のネグレクトは実母になることが多いので①の表を見てのとおりネグレクトが４００件と断然に実母が多くなっています。

②の表は虐待相談・通告の市別状況ということで、市川児童相談所は船橋市、市川市、鎌ケ谷市、浦安市の４市を担当しています。船橋市の人口は中核市で全国１位なので、船橋が一番多いですね。続いて市川市です。

千葉県全体とすると、千葉市を除くと松戸市が一番多く船橋市は毎年千葉県の中で第２位なのかなとは思っています。人口が多いところは当然虐待が多くなるので船橋市が多いです。

③の表は虐待相談・通告の年齢構成で、小学生が一番多くなります。学校に通っているので発見しやすいところがあるので、小学生が一番多くなっていると思います。

④の表は虐待相談・通告の経路別受付状況として、どこからの通告かというところです。これも先ほど健康福祉局長からあった通り、警察等からの通告が１，１９５件で、全体の半分弱ぐらいで、ほとんどが夫婦げんかを目撃した、近所で泣き声が聞こえるなどで１１０番通報があるということで警察が多くなっています。警察を通さなかったとしても近隣・知人というところも最近多くなっており４５１件です。

１１月は児童虐待防止推進月間ということで、先ほど船橋市役所のモニターでも、「児童虐待防止推進月間です。虐待と思われる子どもを見つけた場合には連絡してください。連絡された方の秘密は守ります。」と放送されていましたが、近隣・知人の１８９を通しての通告は増えていると思います。

次のページは、虐待相談・通告の月別受付状況です。合計値からするとだんだん上がっており、平成３０年度で２，０３４件、平成３１年度で２，３３４件、令和２年度で２，４３２件と右肩上がりになっています。月別の表を見ていただくと、８月が減っていると思いますが、その理由として考えられるのが、近隣通告、泣き声通告などは８月だと暑いので窓を閉めてクーラーをつけているため外に泣き声が聞こえない。また、学校がないというところで発見しづら

い。そのような理由で減っている印象があり、その分9月と7月が少し増えているところです。私からの説明は以上です。

【大竹会長】

ありがとうございました。では、次に「千葉県女性サポートセンター」の久保田委員よりご説明をお願いいたします。

【5】議題（3）関係機関の取り組み状況について

②女性サポートセンター

【久保田委員】

女性サポートセンターの久保田でございます。私の方からは資料4に沿ってご説明をさせていただきます。私どもの施設は主にDV被害女性の相談と一時保護をメインに行っている施設でございまして、2本柱になっております。

まず電話相談ですが、電話相談は365日24時間つながるような形で対応しておりまして、だいたい年間で7,000から8,000件程度の相談があります。ただし、DVに関しては例年3割強ということで、あまり変わっておりません。2,500件程度のDV相談があるということで当然初めての方もいらっしゃる、何回も相談の電話をかけてくるという方もいらっしゃる状況でございます。

そしてもう一つの柱であります、一時保護です。一時保護はやはり電話相談では間に合わず、身近に迫る加害者側からの追及なり暴力に対し、緊急避難を要する方については、受入れをしております。

受け入れ窓口について、日中帯は市町村、それから夜間休日帯は警察を通じて保護依頼を受け付ける形になっておりまして、表の3の入所者数なんですが、少し年によって増減はあるのですが、100件前後で推移しております。

このうち、約8割がDVを理由として、一時保護される女性になりまして、特に特徴的なのは、入所者さんの数もさることながら、それと同じ数の同伴児童がいるということです。これはつまり女性の支援も必要なんですが一緒に入ってこられる児童のケアということが常に課題になっているという状況でございます。

そして③の入所期間です。これはあくまでも一時保護所ということで、原則2週間と決まっておりますが、だいたい2週間ではすみません。単身の方で入られてもすぐ出ますという方もいらっしゃるので、極端に短い方で1日、2日が出るという場合もあるのですが、そういったケース以外は2週間で足りず、その間で支援が行き渡ることがなかなかできないです。

数的に見ますと、単身世帯ではだいたい③の表の右の方に平均入所日数と

いう数字があるんですが、昨年ですと21.6日、その下の母子世帯になりますと33.8日で約1ヶ月を超えて一時保護所にいらっしゃるということになります。

やはりこの長期化する傾向が特に昨年多かったのですが、その理由として次の受け皿が少ないということと、本人の意思がなかなか固まらないということがあって、我々としてはあくまで、被害女性の意向に沿った支援をしたいなと思っていますが、それとあわせてだんだん入所の期間が長引くということは本人にとって非常にストレス・不安になるという傾向があり、こういったことも難しいところだなと感じております。

そして最後に退所先です。アパートや母子生活支援施設が多いですけど、やはりこの中で帰宅という欄に昨年度1割強の13名の方が、被害を受けて一時保護しているのですが、やっぱり自宅に帰ります。危険があることは承知の上でどうしても帰りたいということで、帰られる方がいるんですが、こういった場合は、安全対策ということでいろいろな関係機関に繋がれるような形を整えて、家に帰っていただくようにしております。

こうした形で私どもは支援をしておりますが、まず一番心がけているのは安全な環境を提供するということを第一に考えております。その後の生活再建については、私どもだけではなかなかできませんので、支援元になります市町村さん等と協力して、あくまでも本人の意向に沿った支援を今後もしてまいりたいなと思います。以上でございます。

【大竹会長】

ありがとうございます。次に進みたいと思います。

次に児童虐待・DVへの対応状況につきまして、「船橋警察署」の田中委員よりご説明をお願いいたします。

〔5〕議題（3）関係機関の取り組み状況について

③船橋警察署

【田中委員】

ご苦勞様です。資料5についてお話をさせていただきます。まず上段の要保護児童の取扱件数についてでございます。

表の左側に平成30年から令和3年5月末現在まで数字を入れさせていただいております。一番左のところに計ということで取扱い件数を書かせていただいております。見ての通り取扱い件数は毎年増加傾向になっているところでございます。その中で件数の内訳になりますと、一番右側のですね、心理的虐待の件数の増加とともに左側の合計も上がっているような状況でございます。こ

これは先ほどご説明がありました夫婦間の中で、お子さんがその夫婦げんか等の現場にいるというところで、心理的虐待としてカウントしているため増加していると考えております。

これは警察の方で夫婦げんかの110番や、隣人の方からの「争う声が聞こえる」とか、そういった趣旨の通報に基づいて現場に赴いた際に、家庭環境を把握させていただき、お子さんの面前で行われたような場合は確実にそれを把握して、関係機関である児童相談所さんの方に提供させていただいたというような連携がなされているからこそその数字だと考えております。

この点に関しましては、そういった趣旨で対応するようにということで本部の方からもお話をいただいているところで、それが適正になされて、また、児童相談所さんとも連携がなされているからこそその数字だと考えておりますので、引き続き、ここについては現場での対応と関係機関との連携を図っていければなどと考えております。

その中でまた検挙件数の数というのは毎年大きな変動はないのかな、と考えております。これは大きなものも吸い上げている中で、危険性の有無が毎年的確に判断されている中での件数と考えておりますので、一概に件数が大きくなっているからといっても危険性が増えているかといったらそうではないかなと考えておりますので、引き続き、現場の中での把握と関係機関への情報提供を含めて対応できればなどと考えております。

続きまして、表の下のところにありますDVの取り扱い件数になります。こちら平成30年から本年5月末の数字を並べておりますところ、右肩上がりでの件数となっております。これも通報いただいている数が多くなる中で、カウントとしておりますので、件数の増加と伴って大きな危険性が常にあるかというところでもないのかなと考えております。

ただその中で検挙件数の部分で、他法令で件数が上がっているところがあるかなと思います。ここは暴行や傷害だとかそういった身体的被害に伴う事象が大なり小なり発生しておりますので、その被害の程度をとらえて、対応させていただいている形となります。大きな被害が、というよりもその大なり小なりの被害の中で相談者、被害者の方の意向に沿いながら対応させていただいておりますので、右肩上がりのケースの増加ではございますが、その意向に沿いながら対応しているというような形になっておりますので引き続き意向に沿いながら、対応を図っていきいたいと考えております。

警察の方としても、この種の扱いに関しては、相談者の意向に沿いながら対応するのはもちろんなのですが、私大丈夫ですっていう方が中にはいるのですが、危険性の有無に焦点を当てながら取り組ませていただければなどと思っておりますので、安全の確保を物理的に図らせていただく必要があるかなと

判断したときには、検挙の可能性も当然ありますし、そこまでではないものの、安全性の確保を図る上で物理的に関係する方を引き離す必要があるときには女性サポートセンターのお力だとか、関係機関のお力を借りながら引き継がせていただければと思っておりますので、今後ともよろしく願いできればと思います。

【大竹会長】

ありがとうございます。続きまして、「船橋東警察署」の入江委員より、児童虐待・DVへの対応状況につきまして、ご説明をお願いいたします。

〔5〕議題（3）関係機関の取り組み状況について

④船橋東警察署

【入江委員】

船橋東警察署から、取り組み状況についてお話いたします。

資料は6ですけれども、この数字が5月末の数字でございまして現在の10月末現在の数値でお話いたします。

まず児童虐待ですけれども10月末現在で168件、249人を受けております。すでに昨年中の件数を超えており、確かに増えているというのは日々実感しているところです。これはやはり一般の方からの泣き声通報ですね、こういったものが非常に増えているということで市民の方々の意識が非常に高まっているんだろうなと思います。

内訳的にはやはり心理的虐待というのが約6割ぐらいですね。これは夫婦げんかに伴って、お子さんの前で罵りあってですね、物を投げ合ったりとか、場合によっては殴ったりなんかですね、この様なことをするというので心理的虐待ということで通告しております。喧嘩すると夫婦同士でも、もう自分の感情が優先されて、收拾がつかなくなると子どもがどう感じているかとかいうのは全く眼中からなくなってしまうような状況があると思われれます。心理的虐待の場合は、両当事者から現場で話は聞きますけれども、その親御さん自身も子どもの頃から何らかの虐待を受けている人が非常に多いというのが実感であります。これは負の連鎖だと思いますけれども、そういった虐待を受けているとまた同じことを繰り返すのではないかというのを少し危惧するところです。

続きましてDVの関係なんですけどこちらの件数は132件で昨年とほぼ同じような形です。ただ事件化が今年は5件と、いわゆる暴行ですとか傷害などで事件化を図っておりますが、これはほぼ平年通りかなというところであります。コロナの影響というのはあまり感じないところではあります。

問題点としては先ほど女性サポートセンターの久保田委員からお話ありまし

たけれども、やはり避難先の確保、これが非常に難しいというところです。シェルターなどに入っていただけるのであればいいのですがやはり仕事の関係や、シェルターでの生活が制限されるということで拒む方が多い状況です。さらに、これは理由がよくわからないのですがDVの関係というのは、ないときは本当に1週間なかったりするのですが、一晩で何件あるときもあります。波が非常にあるということでそういった時に十分手間や時間がかけられず、避難先を探したりすることが非常に難しいというのが問題として挙げられます。

今後も、関係機関とのご協力が必要不可欠だと感じております。以上でございます。

【大竹会長】

ありがとうございました。

それでは、またここで質疑をお受けしたいと思います。議題（3）の関係機関の取り組み状況に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。大塚委員どうぞ。

【大塚委員】

児童相談所の方も女性サポートセンターの方もご苦労様です。さっきのコロナの関係で、そんなにコロナだから増えているという感じではないのかなと思ったのですが、コロナの影響と生活の場として感染予防とか大変だったと思うのですが、その辺の苦労話などがありましたら教えていただけたらと思います。お願いします。

【三田委員】

市川児童相談所です。コロナは始まった時期あたりだと学校が休校になったりして減っているという印象がありましたが、それ以降ずっとコロナが続いているので、あまり増減については意識することなく普通の状況なのかなと思います。

あとは通告を受けて安全確認に行ってもコロナだから今は避けてくれと言われてたり、また、緊急事態宣言中はこちらにも配慮しなければならず、マスクしてフェイスシールドしてガウンを着て、安全確認を48時間以内に行わなければなりません。これは相手方にもご理解いただき、すごく離れた窓から見せてくださいと言ったケースが何件かあったと思います。

虐待件数の増減というのはコロナの時期だと、あんまり印象としてないのですが、安全確認については保護者の方の意思もある程度認めなければなりませんので、最近はまだ少し会いやすくなったかなと思うのですが、その点がかな

り苦勞したと感じます。

【大塚委員】

ありがとうございます。虐待は減っているわけじゃないでしょうが多分水面下でずっとあったというような解釈ですか。

【三田委員】

そうですね。やはり発見しづらいというのはあると思います。基本的に件数は右肩上がりになっていますので。ただし、中身はわからないこともあり、やはり発見されなければ、私たちや警察ももう入れないところがあるので、その辺は水面下と言えそうですかなと感じます。

【大塚委員】

女性サポートセンターの方はいかがだったでしょうか。

【久保田委員】

コロナの関係で申しますと、数字的にはあんまり相談にしても、一時保護についても数字的にはあまり増加したということはないです。県全体でのDVの件数は上昇していますが、我々のサポートセンターの数字があまり変わらないということは、推測ではありますが、明らかに大きいのは市町村のDV相談窓口がかなり機能的に拡充されてきていて、地元でも相談に繋がる方が多くなったのかなということを推測しております。

また、感染対策については、もともと感染症対策マニュアルを持っていたのですが、新たにコロナ対応（暫定版）を急遽作りまして、特に一時保護の受入れにあたっては、全く受けないということではできませんので、検温、消毒から始まって別室対応などかなり細かいマニュアルを作って入所者さんを守り、職員を守るということで対応をしてきまして、何とか持ちこたえてきたところなんです。やはり、外部との接触がどうしても必要になってきてしまうので感染対策については特に配慮して、かなり神経をすり減らしたという時期もございました。

【大塚委員】

ありがとうございました。本当に大変なことだったと思います。

【大竹会長】

他にご質問ある方いらっしゃいましたらお願いいたします。

ないようでしたら私の方から山崎委員にお伺いしたいことがありまして、よ

く子どもの虫歯の状況からその家庭の養育状況がわかるというふうに聞きますけれども、歯科医師のお立場で山崎委員の方からその虫歯の状況からネグレクト等が疑われた事例がもしおありでしたらありましたら、お話できる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

【山崎委員】

習志野台で歯科医を開業して15年ぐらいになります。自分の患者さんでは特にそういった虫歯からネグレクトを疑う事例は見たことはないのですが、小学校の歯科健診で、1回に3学年から4学年診るのですが、1日のうち1人くらい永久歯の虫歯が何本もある子っていうのを、何年かに1人見受けられます。終わって校長先生と養護の先生に、虫歯のお子さんの話をすると、先生はわかってらっしゃるみたいで、最近だとお母さんが外国人の方で歯医者さんなどに連れて行ってないなどの話を聞くことがあります。そのような状況が歯科健診などの時に見受けられます。

【大竹会長】

はい。ありがとうございました。いろいろご報告いただきまして各関係機関取扱件数というのが年々右肩上がりだっていることがわかってまいりましたし、それぞれご苦労されながら、いろいろ丁寧なご相談も受けていただいているということもわかりました。

関係機関との連携というのはますますこれから重要になってくるなというふうに感じたところでございます。

次に、議題（４）の令和２年度実績及び令和３年度の取り組みについて、家庭児童相談室から説明をしてください。

【５】議題（４）の令和２年度実績及び令和３年度の取り組み

①家庭児童相談室

【河南所長】

家庭児童相談室の河南と申します。よろしく願いいたします。

私からは、資料７－１の「令和２年度家庭児童相談室における相談実績」と資料７－２の「家庭児童相談室の取組について」説明させていただきます。着席のままで失礼いたします。

まず初めに虐待等の相談件数などについて説明させていただきます。資料７－１をご覧ください。（１）の「相談件数 総数」ですが、令和２年度は前年度より５９件少ない１，４９１件でした。平成１８年度より統計を取り始

めて令和元年度まで右肩上がりに増加しておりましたが、昨年度初めて減少に転じました。しかし、虐待相談件数は708件と、わずかながら増加し、相談総数に対する虐待相談の割合は47.5%と令和元年度の45.1%をわずかに上回っております。

次に2ページ(2)の①は、虐待相談の年齢別及び種類別の内訳です。年齢別では、0歳から6歳までの未就学児童の件数は330件、46.6%と約半数を占めております。また、小学生は261件、36.8%でした。右の円グラフは虐待相談の種類別内訳です。心理的虐待が51.7%と半数以上を占め最も多く、次いで身体的虐待が26.0%でした。

②の主な虐待者では、実母が462件、65%で最も多く、次いで実父の205件、29%でした。

③の経路別受付件数は、市の福祉事務所からの通報が186件と最も多く、次いで家族・親戚からの通報が120件、学校・教育委員会からが101件でした。

家庭児童相談室における相談実績についての説明は以上です。

次に、資料7-2 家庭児童相談室の取り組みについて、説明させていただきます。

1ページをご覧ください。1. 家庭児童相談室の体制についてですが、資料のとおり、職員数38名体制で対応しております。元児童相談所所長など児童相談所勤務経験者3名を家庭児童相談スーパーバイザーとして配置し、市児相設置に向けて体制強化に努めております。

続きまして2. 要対協の取り組み及び活動実績です。船橋市では、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の適切な支援に加え、子どもの虐待と関連の深いDV対策も含め、平成19年4月に船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会を設置し、行政だけでなく様々な関係機関、関係者の方々と連携し、適切な支援を図ることができるよう、協議会に代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議を設け、その目的によって会議を開催しております。各会議、および活動実績については、資料をご参照ください。

続きまして3ページをご覧ください。3. 関係機関との連携です。保育所、幼稚園、小中学校、特別支援学校、などにお伺いし、個別支援会議を行うなど、積極的に連携を図っております。主任児童委員及び母子保健・子育て支援部門との連携につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と緊急事態宣言のため今年度は、定例代表者会議や職員対象の研修会の開催は今のところできておりませんが、機会をとらえ個別に連携を図っております。引き続き関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

4 ページをご覧ください。4. 児童虐待予防の取り組みについてです。

(1) の養育支援訪問事業についてですが、子育てに不安を感じている家庭や、養育者の病気等で特に支援が必要と判断した家庭に対し、助産師やヘルパーを定期的に派遣することで、虐待の防止を図る事業です。令和2年度は36家庭に対し延べ561回 訪問を実施しております。

(2) の暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク「子育てのヒントを学ぼう」は親支援のためのグループ指導で、子どもとの関係改善につなげ、虐待の防止を図るものです。受講しやすいように3回で1コースとして開催しておりますが、広く市民への周知の機会を増やすために、ダイジェスト版も開催しております。

5 ページをご覧ください。5. 啓発活動についてです。

(1) 児童を対象とした相談啓発活動といたしまして、子どもたちが自ら相談することができるように、市内の小学校4年生から中学校3年生までの子どもたちに夏休みに入る前に、児童相談啓発カードを配布しております。同時に児童相談啓発ポスターを配布し掲示をお願いいたしました。

6 ページをご覧ください。

(2) 児童虐待防止啓発活動といたしまして、児童虐待防止推進月間である11月に町会や自治会、学校、市内公共機関などにポスターの掲示を依頼したほか、京成バスや新京成バスの車内へのポスター掲示を依頼しております。また、タクシー協会様のご協力をいただき、市内のタクシー約400台の車体に児童虐待防止マグネットの装着をお願いし、啓発を行っております。そのほか、市役所本庁舎美術コーナー及び保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスターの掲示を今年度も実施しております。

以上、資料に沿って、家庭児童相談室の取組等について説明させていただきました。

【大竹会長】

次に女性相談室から説明をお願いします。

〔5〕議題（4）の令和2年度実績及び令和3年度の取り組み

②女性相談室

【神越主査】

女性相談事業について、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

まず、1女性相談室についてです。婦人相談員を配置しまして、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV被害者等の相談を受け、自立に向けた支援を行っています。平たく言いますと、女性の相談員が傷ついた女性の心の悩みに寄

り添い、ともに考え、相談者自身が意思をもって、一步を踏み出す、あゆみは始めるのを支えていきます。

また、複雑・多様化する相談内容の状況に応じて、市の福祉部門や教育委員会、その他関係機関の方々と連携した対応を図ることにより、DV被害の裏に隠れた問題として生じている児童虐待への早期発見・早期介入を図るなど、相談者の状況に応じた支援に努めているところです。

職員体制につきましては、相談員として常勤職員を1名の配置とし、非常勤の婦人相談員6名と合わせ、現在7名体制にて相談業務にあたっております。また、福祉制度や住民登録制度に精通した職員、こちらは再任用職員ですが、1名を配置し、DV被害者を必要に応じて、適切な福祉サービスへつなげていくことができるよう、相談者と申請窓口まで同行して手続きを行うなど、自立に向けた支援を行っているところです。

次に、取り組み内容としましては、電話又は面接による相談のほか、今、申しましたように、必要に応じて相談者が各種手続きを行うことができるよう同行支援や、緊急を要する際には、安全を確保するための避難の支援等を実施いたします。

また、配偶者暴力相談支援センター機能を整備しております。これまでも、DV被害者からの相談、緊急時における安全の確保、自立支援に関する援助等を行ってきたところでございますが、この配偶者暴力相談支援センター機能の整備により、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行ったことのDV相談証明書の発行や、DV被害者が地方裁判所に保護命令の申立を行う際の援助等の機能を備え、DV被害者支援の拡充を図ったところでございます。加えて、千葉県弁護士会の推薦があった弁護士に法律アドバイザーを依頼し、必要に応じ、相談員が法的視点からの助言を受けられる体制を整えております。その他、婦人相談員については、幅広い知識と能力が求められます。婦人相談員の資質向上を図るために、婦人相談員を各種研修会に参加させることにより、専門性の向上に努めてまいります。

次に2の相談件数でございます。配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）は大きな社会問題となっており、本市における、女性相談室での令和元年度の相談件数は2,070件、令和2年度は2,381件ございました。その内、暴力に関する相談は675件で、相談種別の中で最も多く、相談の内約3割が暴力に関する相談となっています。

なお、この表の「暴力相談件数」とは、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手や親族からの暴力に関する相談も含まれております。配偶者に限定した暴力の相談件数としては、下の表＜相談内容別内訳＞に記載する「暴力のうちD

Vのみ」欄に示した件数でございまして、令和2年度は650件が配偶者からの暴力による相談でございます。

また、相談内容のうち、1番多いのは「家族関係」となっており、内容としては、姑や兄弟または子どもとの関係が悪く、生じているトラブルなどを受けているところです。

最後に3の一時保護件数です。DV被害者等からの相談を受ける中で、一時保護が必要なケースについては、一時保護施設、千葉県女性サポートセンターになりますが、こちらへの入所により身の安全を確保する場合がございます。

その件数ですが、令和2年度は7件となっており、そのうち子ども同伴で入所となったケースは6件ございました。

いずれにしても、警察や女性サポートセンター、市の福祉部門等の関係機関との連携を図る中で、適切な支援に努めているところでございまして、令和3年度につきましても引き続き、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV被害者等の自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。女性相談室の説明は以上でございます。

【大竹会長】

では、ここで、今説明のありました、家庭児童相談室と女性相談室の取組みにつきまして、質疑をお受けしようと思いますが、ご意見・ご質問でございますでしょうか。

ないようでしたら、家庭児童相談室で行っている助産師による養育支援訪問事業は、市から助産師会さんをお願いしているところでもありますので、助産師会の田村委員にお伺いしたいと思うんですけれども、やはりその支援家庭数や訪問回数が大幅に増えているということもございますが、実際に訪問する中で母親から悩みといいますか、どういう心理的なものを抱えていらっしゃるのかとか、その辺のところでご相談を受けている内容や感じていることがありましたらご説明をお願いしたいと思います。

【田村委員】

千葉県助産師会船橋地区部会で、部会長をやっています田村と申します。資料7-2の令和2年度の養育支援訪問561回のうち家事援助もかなり件数としてはあるのではないかなと思いますが、養育に関する専門的相談支援は助産師会において、現在5名の支援員で訪問させていただいています。

私どもが訪問している中で、慣れない育児をやっていくお母さんたちが徐々に慣れて、お子さんを育てていくことができるようになるまでというのは、一般的にどの家庭でも大変さがあるのですが、やっぱり養育支援訪問に該当する

方々っていうのは特定妊婦さんというような形でまずは妊娠届の頃から状況を把握させています。この令和2年に件数が増加している大きな理由として、お子さんが生まれて2週間ぐらいしたときに、相談する機会を設け健診の充実を図る目的で、市から助成金が出るようになりました。助成金が出るようになってから、一斉に各病院、出産施設で2週間健診をやるようになって、それまでは1ヶ月健診まで間隔があったものが退院して間もない頃の育児の大変さっていうのが把握できるようになってきたと思います。これは全国的な取り組みになっており、船橋市でも遅れをとらずにできているのだと思います。

そういう中で、特定妊婦以外に育児が始まってから育児困難を感じている方を訪問するにあたって、やはり相談できるような人が訪問員くらいしかいないんだっていう方々がほとんどです。また、周りに知っている人が誰もいなくて、ポツンと育児しているような、そういう孤独な育児をしている現代の育児の特徴みたいな人がいらっしゃるようです。まずは相談者が気楽に相談できるようになることが私達の一つの大きい目標でもありますけれども、相談だけではやはりなかなか解決できないことも多くて、育児で疲れたときにちょっと休みたい、ちょっと赤ちゃんを抱っこして欲しいっていうお母さんに対しての支援であればやはり家事支援とか、育児延長的な援助も必要になってくると思います。

あと1人でポツンとしているお母さんたちはやはり何かお喋りして同じようなお母さんたちと、共通の悩みを伝え合ったり、励まし合ったり、一緒になって子育てをしていけるような、仲間の存在っていうのはすごく大切だと思います。本当に今の方々には、そういう相談する人もいなければ、近所で声をかけられるような人もいなければお友達も近くにいないという方が増えているということを実感しています。

お母さんたちが望んでいることは相談できる人であり、励ましたり、自分がやっていることを認めてもらって、お母さんとしてそれでいいよと言ってもらえるような機会を持ちたいのだと思いますので、助産師会としては、育児不安のお母さんに寄り添って、辛い時期を一緒に頑張って走る伴走者のような、お母さんは走れる力を持っているんだけど、一緒に走ってあげることで、お母さんが乗り越えていける。そういう目的意識をもって訪問員はお母さんのために、一緒にやってみようというような気持ちでやっています。

あと、子育てについて話し合えるような仲間や地域での居場所なども必要としていると思います。住んでいる場所の隣の人も分からない状況じゃなくて、一声かけてくれるだけでもずいぶん違うと思います。そういったことがもうちょっと充実していければ、気持ちを救ってあげられるようなお母さんもたくさん出てくるのではないかなと思いますし、それがひいては虐待防止とかに繋が

っていくのかなとは思っています。

やはり妥当な助成をしていただけたところに予算をつけていただいて、お母さんたちが、そういう支援を受けられるような体制が必要だと思っています。

【大竹局長】

ありがとうございました。他にいらっしゃいますでしょうか。

【本間委員】

本日の議題のうち女性相談の状況を伺う中で、家族関係のところで姑や兄弟、子どもというふうな話がありましたが、この相談の年齢で言うと、今は高齢者が引きこもりの子どもにやられたとかってというのは、結構ニュース等で聞きますがそういう方も入っていますか。

【女性相談室・神越主査】

ご指摘のとおり、高齢者の方のご相談も多々あります。私どもの方で所管する配偶者暴力に関する法律においての支援が適切なのか、または高齢者虐待の方でのご支援が適切なのか。包括支援センターや地域包括ケア推進課とご相談しながら支援に努めています。

【本間委員】

次に家庭児童相談室ですが、啓発活動のほうで児童相談啓発カードをもらった園の子どもが、家庭児童相談室に電話を入れて相談に乗ってもらったのですが、家庭児童相談室の方からおんちょう園に連絡がありました。そういった関係づくり、情報交換ができたのはよかったと思います。

それと、私もオレンジリボンの関係の仕事をさせていただいているのですが、子どもの権利擁護という観点から千葉県では子どもの権利ノートをつくるということで、それを作りながら、意見を言う権利、教育を受ける権利、いろいろな権利があるよっていうことを子どもに教えてあげる勉強会をして、それぞれの子どもたちに小さな折り畳み式の権利ノートを渡しました。これは学校に配布されるということで、こういうことも大事だと感じました。

それと助産師さんの支援の話を聞いていた中で、昔みたいなおせっかいなおばさんとかおじさんがいないものですから、そういうことも若いお母さんが悩む一つの要因かと思います。今は電車に乗っていておせっかいなことを言っただけで殺される時代だからちょっと怖くなって時代でもあります。

また、地域に親子や赤ちゃん連れの居場所がないというような話もありましたけど、児童ホームでは子どもや親子を対象としたイベントがあるので紹介し

てあげるのがいいのかなと思います。私はベビーマッサージの資格を持っているので、公民館と児童ホームで5カ月くらいの赤ちゃんの子どもを集めてマッサージしながらお母さんとコミュニケーションをとらせていただいているのですが、そのような予防が一番大事かな、というのを感じました。助産師さんと交流ができると更に良くなると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に子どもの虫歯の件ですけど、養護施設に入ってくる子どもはそれまでの生活の影響なのかやはり虫歯は結構あります。入所後に歯医者さんに通院させて全部治療させていますけど、やはりそのような環境で育ったものですから、一時保護所に入っているときに診ることができないと思うので虫歯の子も結構居ます。以上です。

【大竹局長】

はい。ありがとうございます。他にご質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

【田村委員】

児童ホームの話がありましたが、児童ホームに行ける方はいいなと思うんですけども、行けない方も多い中でこちらから声をかけに行くとしたら、誰が言ったらいいのか考えるのですが、例えば民生委員・児童委員さんとかはどのぐらいの年齢のお子さんを把握するのでしょうか。

地域では自治会があると思いますが、私の住んでいるところも全くそういう情報のやりとりはしないので、どこで赤ちゃんが生まれたか、どこのおばあちゃんが入院したかがわからず、形ばかりの自治会になっています。

民生委員・児童委員さんは何か把握する機会がありますでしょうか。

【金子委員】

民生委員をしている金子千代美と申します。湊町地区の地区民協なのですが、私は社協の会長もしております。また、民生委員の湊町地区の会長をしております。

そこで質問があったように、どのぐらいの年齢から把握できるかということですが、こちらは出てきていただかないと把握できません。個人情報の問題もありまして、子どもが生まれた家の情報は入りません。地元として古くから住んでいる人の情報は少しわかっていますが、最近はマンションなども多いので全くわかりません。とにかく扉から一歩出ていただければ、把握することができます。

民生委員としては情報が欲しいです。古くから住んでいる民生委員はアンテナを張っていますが、知られたくないという母親もいると思うので、なかなか飛び込んでいけないのが現状です。

また、今のママはLINE とかで情報を仕入れているのではないのでしょうか。私は夜急診に勤めたこともありますけれども、ママたちは本当に困っています。誰に相談していいのかわからない、1歳児健診を知らないなどの話を聞くこともありました。個人的な感想ですが、どこまでお子さんたちに寄り添えているかということとても疑問です。民生委員としても、赤ちゃんが産まれた情報は知りたいのが現状です。

【豊田委員】

船橋市保育協議会で副会長させていただいております豊田と申します。杉の子保育園の園長させていただいております。

今の皆さんのお話を伺いまして、保育園の方では、保育園の園庭開放ですとかそういったことは常日頃からさせていただいています。ただやはり情報としてそういった方のお耳に入っているかというのは、やはり十分ではないと捉えておりまして、例えばうちの保育園で今日もそうでしたけど、見学に来られた方ですけども、なかなか保育園に入れないと。子どもと自宅にいるんだけども、もう限界で早く預けたいんだけどどうしたらいいだろうっていうような保護者の方が結構多く、こうした方はいろんな保育園にいらっしゃいます。今保育園でお子さんを預かっていますけども。やはり難しい事例を抱えたお子さんたちっていうのが増えています。もちろん個人情報ですので、そういったことはいろんな保育園の園長先生たちとやりとりはできませんけれども、園自体もやはりそういったことで助けてあげられるかというのは、常日頃船橋市の保育協議会の方でも話題になって出ておりますので、やはり保育認定課ですとか、保育園なども呼び込んでこのような話し合いの場に出させていただけると何か私たちももっと踏み込んでご協力させていただけるのかなと思います。

とっかかりとして、その助産師さんの方たちがそういう方に声を掛けて近くにこの保育園があるよ、遊びに行ってみたら、と声をかけていただければ、私たちはそのつもりでお待ちしておりますし、コロナということで、なかなか園の建物の中に、簡単に人を入れるということはできませんけれども、緊急事態宣言が解除された今でしたら事情があれば、受けられるような対策はどの保育園もとれるはずですから、そこら辺をもう少し煮詰めていきながら、広く周知をしていったらどうかなというふうに思いました。

私は初めてこの会議に参加させていただいたのですが、帰りましたら会長初め、加盟園全園長先生たちに今の内容を報告させていただきたいと思います。

以上です。

【大竹会長】

はい。ありがとうございました。豊田委員のお話なのですが、子育て支援部長から、何か話せることとかありましたらよろしくお願いします。

【杉森委員】

子育て支援部の杉森と申します。

確かに地域の方に情報がなかなか伝わらないというところについてはお話の中にもご意見の中にも出ておりましたけれども、個人情報の問題というのがありましてなかなか難しいところではございます。

そういうところで、一番大変なのが、お子さんが生まれて産院から帰ってきてお子さんもなかなか外に連れて出られないでしょうし、お母さんの体もなかなか本調子じゃないっていうところをどうするか、というようなところをご心配されていたのかと思うのですが、そこについては申し訳ないのですが、すぐに何か手を打てるのかというところが現状では難しいところではございます。

ただし、豊田委員のおっしゃっていただいたことでしたり、本間委員がおっしゃっていただいたことのように保育園とか子育て支援センター、児童ホームなどで、乳幼児の親子の方のための講座・イベントというのをやっておりますので、そちらにご案内していただきたいということと、今、母子保健手帳を申請していただいて交付されるときに、市の方から情報を発信する子育てアプリのご案内をさせていただいております。こちらから市の情報の発信というのは随時させていただいておりますので、できる限りお母様方にはその情報もとっていただいて、活用していただければと考えております。以上でございます。

【大竹会長】

家庭児童相談室にちょっとお伺いしたいんですけども、先ほどの助産師さんとの関わりの中での情報の話がありましたけど、行政として最初に関わるのが乳幼児の健診がその入り口なのかなと思うのですが、立場が違うかもしれませんが、保健センターや保健所のところでどう対応されているのか、何かお話をすることがあったらお願いします。

【家庭児童相談室・今田主査】

家庭児童相談室の今田と申します。

母子保健の部分で、母子手帳の交付時に必ず保健師が全数面談させていただいております。先ほど助産師の田村先生からもお話があったようにその時点で、

心配なお母さん、例えば妊娠に不安がある方や精神疾患がある方などは、保健師やその後の助産師さんの養育支援訪問事業に結びつけるような支援をしています。

出産後のお話ですが、新生児訪問の他に赤ちゃん訪問として、全数、保健師又は助産師が訪問して相談を受けています。さらに、先ほどあったように医療機関・助産所での2週間健診や1か月健診時に精神状態の把握ですとか、そういったところに気を付けて、特定妊婦などのその後フォローとして保健師さんからの情報提供を受けて家庭児童相談室で対応している事案も多くあります。

【大竹会長】

はい。ありがとうございました。

今お話を伺っている中では、行政としてはいろいろな情報を発信している部分があるのですが、求めている情報と必ずそれが一致しているのかどうかというところの検証は必要ですし、やっぱり欲しい情報はきちんとタイムリーに欲しい方のところに繋がるということを、行政としてもこれからやっていかなきゃいけないですし、関係機関の皆さんと情報共有して市に直接入ってこないような話をここで皆さんと共有してうまく連携が図れたらいいかなと。これは今後の課題なのかなと思いました。

【※以下、非公開部分】